

児童生徒等及び高齢者の皆さまへ 自転車ヘルメットの購入を補助します

自転車による交通事故被害を軽減させる自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、愛知県と協調し自転車ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

【補助金額】

ヘルメットの購入費用の2分の1(上限2,000円・予算がなくなり次第終了します。)

【対象のヘルメット】

令和4年4月1日以降に購入した、以下のいずれかの安全性の認証を受けている新品の自転車用ヘルメットに限ります。



※バイク用、歩行者用など、自転車以外の用途のヘルメットの購入には使用できません。

【対象者】 対象者1人につきヘルメット1個で1回限りです。

市内在住※で、申請をする年度に満7歳以上満18歳以下の方

市内在住※で、申請をする年度に満65歳以上の方

※住民基本台帳法により記録されている方に限ります。

【申請の期限】 1または2のいずれか早い日までです。

1 ヘルメットを購入した日から起算して90日を経過した日

2 ヘルメットを購入した日の属する年度の3月1日



【手続きに必要なもの】

① 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書(様式第1)

② 領収書等(レシートは不可) ※1

③ 補助金交付請求書(様式第3) ※2

※1 申請書に領収書が添付できない場合や、領収書が発行できない場合は、購入店舗で申請書に直接証明を受けてください。

※2 申請書提出時にまとめてお持ちいただくことも可能です。日付と金額欄は空白でお持ちください。(再度お越しいただく必要がなくなります。)

④ ヘルメットの安全性の認証(上記口内のマーク)が分かるもの

【申請方法】

防災交通課(西庁舎2階 ③窓口)へ申請してください。TEL:0568-22-1111

申請から補助金交付までの流れ

対象のヘルメットを購入

(対象のヘルメットは表面をご覧ください)

次の書類を用意して、防災交通課（西庁舎2階 ③窓口）で申請

- ① 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書
→防災交通課窓口または市ホームページで入手してください。
 - ② 領収書等（レシートは不可）
→申請書に領収書が添付できない場合や、領収書が発行できない場合は、購入店舗で申請書に直接証明を受けてください。
 - ③ 補助金交付請求書
→振込口座の金融機関と口座番号が分かるものをお持ちください。
- ★ 認印 及び 対象ヘルメットの安全性の認証が分かるもの（現物・保証書・説明書・カタログなど）をお持ちください。

市役所から交付決定兼確定通知書が届き、補助金が振り込まれます
指定口座に入金されるまでに1か月程度かかります。



【自転車事故に備えた保険に加入しましょう】

近年、自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償を命じる判決が相次いでいます。

このことから、愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』を令和3年4月1日に施行し、同年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入を義務と規定しました。

万が一のときに備えて、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。



【自転車用ヘルメットの代表的な安全基準】

- SGマーク 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したもの
 - JCFマーク 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したもの
 - CEマーク 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したもの
 - GSマーク ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したもの
 - CPSCマーク 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したもの
- (ロゴマークは表面をご覧ください)